（参考例）CCUS に蓄積された情報を発注者に提供する際の元請事業者の同意の取り方

今般、CCUS を改修し、発注者が直接、工事現場の週休２日の達成状況（併せて閲覧可能となる安全書類等を含む。）を確認できるよう、措置を行っております。

これらの情報については、当該現場における元請事業者及び上位下請事業者等は閲覧可能ですが、発注者は同意がなければ閲覧できない情報であることから、発注者がCCUSから情報の提供を受けるためには、元請事業者から同意を得る必要があります。

同意の取得方法については、具体的には以下の２つの方法があります。

①工事打合簿（協議）による同意

（工事打合簿（協議）の記載例）

建設キャリアアップシステムにおいて、発注者がCCUSの利用状況や週休２日の達成状況（併せて閲覧可能となる安全書類等を含む。）を確認できるよう、受注者は CCUS に蓄積された情報を発注者に提供することに同意いただくとともに、発注者アカウントの発行・発注者への提供もお願いいたします。

なお、週休2日の達成状況における統計情報については、国土交通省本省に提供することがありますので、ご了承のほどよろしくお願いします。

②特記仕様書による同意

（特記仕様書の記載例）

第○条 建設キャリアアップシステムにおいて、発注者が CCUSの利用状況や週休２日の達成状況（併せて閲覧可能となる安全書類等を含む。）を確認できるよう、受注者は CCUS に蓄積された情報を発注者に提供することに同意し、発注者アカウントの発行の上、発注者に提供すること。なお、週休2日の達成状況における統計情報については、国土交通省本省に提供することがある。